

和光市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務 プロポーザル実施要領

1 プロポーザル概要

(1) 業務名

和光市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務（以下「本業務」という）

(2) 目的

和光市議会では、議会運営の活性化、議会・議員活動の効率化、用紙類や印刷費、作業時間等の削減を図るため、ペーパーレス会議システムを導入する。

本プロポーザルは、文書の登録、閲覧、会議運営、検索等を円滑かつ効率的に操作できるペーパーレス会議システムの導入及び運用について提案等を求めることを目的とする。

(3) 業務内容

「和光市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務 仕様書」のとおり

(4) 委託料の見積限度額

3, 894, 000円（税込み）

※仕様書5（1）の費用と、（2）の月額料金60か月分の合計額。

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、委託業務の規模を示すものであることに留意し、提案にあたっては上記の金額を超えないこと。

※当該業務契約に係る市の歳出予算について減額又は削減があった場合、契約の変更又は解除できるものとする。

2 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

なお、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

(1) 令和7・8年度和光市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、当該名簿に登載されていない者であっても、次の各項目に掲げる書類を提出（各1部）し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められる者にあつては、本プロポーザルに限り、当該名簿に登載されている者と同様の資格があるとみなす。

ア 商業登記簿謄本又はその写し

イ 国税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）、和光市に事業所がある場合には、住民税等の納税証明書等（滞納がないことが確認できるもの）

ウ 財務諸表の写し

(2) 仕様書に掲げる事業内容を効果的・効率的に達成することができる法人又はその他の団体とし、同種の事業を運営した実績のある者とする。

(3) 次に掲げる事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。

イ 本市及びその他の地方公共団体から指定取消処分を受けた法人・団体で、処分から2年を経過していない場合。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団

員と社会的に非難される関係にある場合。

エ 法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税及び法人都道府県民税を滞納している場合。この場合において、法人市町村民税及び法人都道府県民税は、応募者の事業所の所在地のものを対象とする。

オ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを行っている場合。

カ 本市から指名停止措置を受けている場合。

キ 本市と現在係争中の場合。

ク 公募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。

3 日程

(1) 令和8年8月24日(月) 公募開始

(2) 令和8年8月31日(月) 参加表明書提出期限及び質問締切日

(3) 令和8年9月 2日(水) 質問回答日

(4) 令和8年9月 7日(月) 企画提案書等提出期限・参加辞退届提出期限

(5) 令和8年9月 9日(水) 予定 第一次選定(書類選定)

(6) 令和8年9月18日(金) 予定 第二次選定(プレゼン)

(7) 令和8年9月30日(水) 予定 審査結果の通知

4 参加表明書及び参加の辞退

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、押印した上で、1部を提出する。

ア 提出期限 令和8年8月31日(月) 午後4時まで

イ 提出方法 議会事務局まで直接持参または郵送する。郵送の場合は、上記提出期限内に必着とする。

(2) プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、別紙「プロポーザル参加辞退届」に必要事項を記入の上、1部を提出する。

ア 提出期限 令和8年9月7日(月) 午後4時まで

イ 提出方法 議会事務局まで直接持参または郵送する。郵送の場合は、上記提出期限内に必着とする。

5 企画提案書作成に関する質問受付

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合には、下記のとおり質問用紙を提出する。

(1) 提出期限 令和8年8月31日(月) 午後4時まで

(2) 提出方法 議会事務局まで質問用紙を電子メールにて提出する。

(3) 回答方法 電子メールにて、提出期限までに、参加表明書を提出した全者に対して同時に送信するとともにホームページにも掲載する。また、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

6 企画提案書の作成

企画提案書の提出を依頼された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（１） 提案内容

企画提案は、別紙仕様書の要件を満たすものとし、専門用語はできるだけ避け、標準的な用語を用いて要点を簡潔にまとめ、次の事項について提案すること。

- ア 仕様書 7（システムの基本要件）に関する事項
- イ 仕様書 8（システムの操作要件）に関する事項
- ウ 仕様書 9（システムのセキュリティ要件）に関する事項
- エ 仕様書 10（データセンター要件）に関する事項
- オ 仕様書 12（研修会の実施、マニュアル整備）に関する事項
- カ 仕様書 13（運用保守）に関する事項
- キ その他の独自提案事項

（２） 企画提案書の様式

任意様式とする。表紙に件名、商号又は名称を記載し、用紙の規格は A 4 版・カラー印刷とする。また企画提案書の提出の際は、次の書類も添えて提出すること。

- ア 会社概要
- イ 実績調書
- ウ システム概要
- エ 委託料見積書（本実施要領 1（４）参照）及び積算内訳

（３） 提出方法等

- ア 提出期限 令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 4 時まで（必着）
- イ 提出方法 議会事務局まで直接持参または郵送によること。
持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時は除く。）とする。
郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- ウ 提出部数 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

（４） 企画提案書等の著作権等の取扱い

- ア 企画 提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するが、当該プロポーザルに伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、本市に帰属すること。
- イ 本市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- ウ 提出された企画提案書は、和光市情報公開条例（平成 12 年 6 月 12 日和光市条例第 48 号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

7 事業者の選定及び契約

(1) 事業者の選定について

事業者の選定については、和光市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が別で定める評価基準により行う。

ア 一次選定（書面審査）

一次選定は、参加資格を有する企画提案者の提出書類に対して実施し、原則として3者以内を選定する。

イ 二次選定（プレゼンテーション）

二次選定は、一次選定で選定された企画提案者について、以下のとおり、プレゼンテーションにより実施する。プレゼンテーションは非公開での開催とする。

なお、実施場所及び日時については、企画提案者ごとに別途通知する。

(ア) 方法

企画提案者は、自らの提案内容の説明を行う。プレゼンテーションにおいては、実際のシステムのデモンストレーションを行うことができる。

(イ) 持ち時間1者あたり50分以内（例：準備・片付け10分、説明25分、質疑応答15分）

(ウ) 参加人数

各者3名以内

(エ) パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を用意すること。

なお、必要に応じて、プロジェクター及びスクリーンは市が準備をする。

(オ) 事前に提出した書類の他に、当日の説明資料がある場合は、7部用意すること。

(カ) 挨拶等も持ち時間に含めるので、形式的なものは省略して構わない。

ウ 参加資格を有する企画提案者が3者以下の場合、一次選定を省略し、二次選定を実施する。

(2) 事業者の決定

選定委員会は、選定の結果、本業務に最も適した企画提案者1者を決定する。

ただし、総合得点満点の6割を最低基準点として定め、総合点が6割に達しない者は原則として選定しない。

(3) 結果の通知

ア 選定の結果については、選定委員会において決定後、各企画提案者に文書で通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

イ 選定経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

ウ 選定等の結果については、異議の申し立ては受け付けない。

(4) 契約の締結

選定の結果決定された企画提案者は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ本市と協議を行い、協議が整った場合に、本市と随意契約により業務委託契約を締結することとする。契約の協議が不調のときは、委員会の選定において次に上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、契約における詳細な事項については、改めて提示・調整するものとし、必ずしも企画提案書等の内容どおり実施するものではない。

8 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 仕様書及び実施要領の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額や積算根拠が不明確なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 委託料の見積上限額を超過している場合
- (7) 委託料の見積金額として著しく低い金額での提案により、公正な競争が困難となると認められる場合
- (8) 上記の他、選定の過程で著しく信義に反すると認められる行為があった場合

9 その他の留意事項

- (1) 企画提案者は、本業務に関して本市が提供した情報等を本事業の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。
なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取り扱い、一部公開とする。
- (5) 事業者決定後、委員会は、業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。さらに、委員会では選考された企画提案書を元に仕様書を作成できるものとする。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、本市は本プロポーザルの選定業務に必要な範囲において使用できるものとする。
- (7) 選定経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

10 対応窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢Ⅰ-5

所 属 和光市議会事務局議事課庶務担当

電 話 048-464-1111（内線 5224）

Eメール i0100@city.wako.lg.jp